

【電子申請】取引士登録移転 提出書類及び注意事項

(注)・電子申請を行う前に必ず和歌山県にお問い合わせください。

- ・登録移転前後の都道府県が電子申請を受け付けていない場合は電子申請はできません。
- ・宅地建物取引士証の交付申請は登録移転完了後に移転先の都道府県に申請してください。
- ・登録移転申請前に登録事項（氏名、本籍、住所、勤務先）に変更がある方は現在登録している都道府県に変更登録申請を済ませておいてください。

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請にはeMLITもしくは**GBIZID**のアカウントが必要になります

eMLITアカウントについては、以下のページのマニュアルをご覧ください

<https://emlit-portal.mlit.go.jp/help/manual/>

GBIZIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GBIZIDに関するお問い合わせは「GBIZIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・提出窓口（他の都道府県→和歌山県）

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士の登録移転申請【宅建】
申請先(都道府県)	現在登録している都道府県
申請先	現在登録していると都道府県で定められた申請先

・チェックリスト（他の都道府県→和歌山県）

申請の詳細	添付書類及び確認事項
備考欄	和歌山県に転入する場合は、県証紙を郵送または持参する旨を入力。
手数料納付確認	<ul style="list-style-type: none"> ・eMLITによる申請後、次のlogoフォームのURLから3営業日以内に電子決済(8,000円)を申請。 https://logoform.jp/form/WEVN/686136 ・logoフォームの電子決済申請から3営業日以内に県から支払い案内メールを送信するので、支払い案内メール受信から7営業日以内に決済。 ・支払い方法はクレジットカードかPaypayのみ。 ・eMLITの申請はlogoフォームでの電子決済が完了するまで受付されません。
宅地建物取引業に従事することを証する書面等	<p>○下記①～④のいずれかを証する書面（在職証明書又は入社証明書等勤務先業者の証明書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業者の事務所の業務に従事しているとき ②これから業者の事務所の業務に従事しようとするとき ③個人で免許申請しようとするとき ④免許申請しようとする者に雇用され、免許後当該事務所の業務に従事しようとするとき
委任状	代理人による申請の場合は申請前に和歌山県に連絡すること。
代理人の本人確認書類	代理人による申請の場合は申請前に和歌山県に連絡すること。
その他添付書類	添付不要
顔写真	カラー写真で、無帽・正面・上三分身・無背景であること。 jpeg形式で縦横比1.25:1 で添付。

注1 電子決済を希望しない方は、建築住宅課までお問い合わせください。

・提出窓口（和歌山県→他の都道府県）

申請フォーム	宅地建物取引業法 宅地建物取引士の登録移転申請【宅建】
申請先(都道府県)	和歌山県
申請先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

・チェックリスト（和歌山県→他の都道府県）

申請の詳細	添付書類及び確認事項
手数料納付確認	手数料の納付方法は移転先の都道府県に確認。
宅地建物取引業に従事することを証する書面等	○下記①～④のいずれかを証する書面（在職証明書又は入社証明書等勤務先業者の証明書） ①業者の事務所の業務に従事しているとき ②これから業者の事務所の業務に従事しようとするとき ③個人で免許申請しようとするとき ④免許申請しようとする者に雇用され、免許後当該事務所の業務に従事しようとするとき
委任状	代理人による申請の場合は申請前に和歌山県に連絡すること。
代理人の本人確認書類	代理人による申請の場合は申請前に和歌山県に連絡すること。
その他添付書類	移転先の都道府県に確認。
顔写真	移転先の都道府県に確認。